



平成 27 年 8 月 14 日

(同時資料提供)

広島合同庁舎記者クラブ 鳥取県政記者会 島根県政記者会
岡山県政記者クラブ 広島県政記者クラブ 山口県政記者会
山口県政記者クラブ 山口県政滝町記者クラブ
中国地方建設記者クラブ 三次記者クラブ

お知らせ

びほく公園モニターを募集します！

国営備北丘陵公園では、来園者の皆様に驚き・感動・学びのある公園を目指して、「びほく公園モニター」を募集します！

公園利用の多い子育て世代を対象として、10名程度のモニターを募集！

モニターとして公園をご利用いただき、公園施設の運営管理や提供サービスの内容などに関して、評価・意見をいただくほか、年1回程度の意見交換会により議論を行い、子育て世代にもやさしい公園の利用サービス提供を目指します。

詳細は別紙

お問い合わせ先

国土交通省 三次河川国道事務所

副所長（公園担当）

【担当】 公園課長

【広報担当】 建設専門官

森山 博

砂子 和正

溝川 克巳

電話番号 0824-72-5000

（国営備北丘陵公園分室）

「びほく公園」

モニター

募集

「子育て世代」の方が対象となります。

国営備北丘陵公園では、来園者の皆様に驚き・感動・学びのある公園を目指して、「びほく公園モニター」を募集します！



あなたの意見で、



いいね! という公園

にしませんか!!



特典

モニターの方は、家族全員の入園料が
1年間無料(駐車料金も)



国営備北丘陵公園

“びほく公園モニター” 募集のご案内

国営備北丘陵公園では、「子育て世代」の皆様にとってより快適な公園サービスを目指して、“びほく公園モニター”を募集します。

「子育て世代」の皆様方にとって、より利用しやすく、より安心・安全に楽しめる公園となるよう、皆様のご応募をお待ちしております。

【モニター活動期間】 平成27年9月12日(土) ~ 平成28年9月11日(日)

【モニター活動内容】

1. モニタリング(公園を利用いただき、ご意見をいただく)

「びほく公園モニター証明書」を発行し、公園を利用いただき、①来園時の公園情報(HP・チラシ)の取得のしやすさ、②公園施設の利用のしやすさ、③公園スタッフの対応・サービス、④利用サービス(イベント・プログラムを含む)の内容等について、ご意見・評価などをメールしていただきます。

2. 意見交換会(年1回程度/参加は自由です)

モニターの皆様で集まっていただき、日頃のモニタリングを踏まえた上で、公園に求める新たな利用サービスなどについて意見交換会を開催し、議論していただきます。

【応募資格】

- 現在、小学生以下のお子様を子育て中の方。 ●電子メールで連絡が可能な方。
- 期間を通して複数回(4回程度)来園し、ご意見・評価をメールすることができる方。

【応募人数】 10名程度

【応募期間】 平成27年8月15日(土) ~ 8月31日(月)

【応募方法】

下記のQRコードより、モニター応募事項に入力頂き、メール送信頂くか、下記の応募先メールアドレスを直接入力頂き、応募内容を記載の上、メール送信ください。(QRコードは、キャリアや機種により、読み取れない場合がありますので、その際は直接入力でメール送信ください。)

また、今後、下記のメールアドレスより連絡を行いますので、迷惑メール防止設定等をされている場合、受信できるように設定を行ってください。

■QRコード



■応募先メールアドレス：
bihoku-park@aratani.co.jp

■応募内容

- ①氏名：
- ②性別： 男/女
- ③年齢： 歳
- ④家族人数(配偶者及びお子様)： 人
- ⑤郵便番号：
- ⑥住所：
- ⑦ご職業：
会社員/自営業/農林水産業/団体職員/
公務員/パート(アルバイト)/
専業主婦・専業主夫/学生/
他()

【選考方法】

- 応募者多数の場合は、抽選により決定し、選定された方には9月8日までにメールで通知させていただきます。

【その他】

- モニターに選定されたご本人に「モニター証明書」(入園料及び駐車料金が無料)を発行します。ご一緒に来園されるご家族の方(配偶者及びお子様)は、入園料は無料となりますが、ご友人、祖父母の方については通常の入園料がかかりますので、あらかじめご了承ください。(ご本人確認をさせていただきます。)
- 謝礼等の支給はございません。また、来園時に必要な交通費等の諸経費についても自己負担となります。
- ご応募頂いた個人情報、モニターの選考や連絡調整など、本事業を運営するために必要な範囲で使用し、他の目的に使用することはありません。また、ご本人の同意がない限り、個人を特定できる情報は開示されることはありません。
- なお、モニタリングや意見交換会の事務手続き等は、「国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所 公園課(国営備北丘陵公園分室)」がコンサルタントに業務委託しております。

【実施者】

 国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所 公園課(国営備北丘陵公園分室)

【事務局・問合せ先(業務委託者)】

(株) 荒谷建設コンサルタント 地域デザイン部 びほく公園モニター窓口係
電話 082-292-5486 メール bihoku-park@aratani.co.jp

びほく公園モニター制度規約

(総則)

第1条 この規約は、びほく公園モニター制度に関して、第3条に定めるところにより、国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所 公園課(国営備北丘陵公園分室)がびほく公園モニター(以下「モニター」という。)との間における権利義務関係を定めるものとする。

2 国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所 公園課(国営備北丘陵公園分室)に、「びほく公園モニター窓口係」(以下「窓口係」という。)を置くものとする。

(モニターの任務)

第2条 モニターは、電子メールを利用して、以下の事項を行う。

●モニタリング(公園を利用し、意見提出)

公園を利用し、①来園時の公園情報(HP・チラシ)の取得のしやすさ、②公園施設の利用のしやすさ、③公園スタッフの対応、④利用サービス(イベント・プログラムを含む)の内容等さまざまなことについて、利用者の立場での意見・評価をメールする。

●意見交換会(年1回程度/参加は自由)

モニターで集まり、日頃のモニタリングを踏まえた上で、公園に求める新たな利用サービスなどについて意見交換会を開催し、議論する。

(モニターの資格)

第3条 モニターとは、モニターとして登録をする時点において次のすべての要件を満たし、本規約を承諾の上、所定の登録手続をすべて完了した者とする。

- (1) 小学生以下のお子様を子育て中の方。
- (2) 電子メールで連絡が可能な方。
- (3) 期間を通して複数回(4回程度)来園し、意見・評価をメールすることができる方。

(モニターの任期)

第4条 モニターの任期は、平成27年9月12日～平成28年9月11日とする。

(モニターの登録情報)

第5条 モニターは、氏名、性別、年齢、家族人数、住所、電子メールアドレス、職業を窓口係に登録するものとする。この場合において、モニター登録後、窓口係は、モニターに対し「びほく公園モニター証明書(登録番号)」を発行する。

2 「びほく公園モニター証明書(登録番号)」により、入園料及び駐車料金が無料となる。ご一緒に来園されるご家族の方(配偶者およびお子様)も、入園料は無料となるが、ご友人や祖父母の方については、通常の入園料がかかる。また、来園時に必要な交通費等の諸経費については自己負担とする。

3 モニターは、窓口係と電子メールの受・発信を行う場合は、登録した電子メールアドレスを使用するものとする。

4 モニターは、前項に規定する登録情報が変更となった場合は、速やかにモニター登録番号とともに変更後の情報を記載し、メールにて窓口係に届け出るものとする。

(モニタリング意見の提出)

第6条 モニターは、電子メールにより、公園を利用し、①来園時の公園情報(HP・チラシ)の取得のしやすさ、②公園施設の利用のしやすさ、③公園スタッフの対応、④利用サービス(イベント・プログラムを含む)の内容等さまざまなことについて、利用者の立場での意見・評価をメールする。

2 モニター登録、意見提出に係る通信費用等は、モニターの負担とする。

(意見交換会)

第7条 年に1回程度、モニターで集まり、日頃のモニタリングを踏まえた上で、公園に求める新たな利用サービスなどについて意見交換会を開催し、議論する。ただし、参加は自由とする。

(個人情報)

第8条 モニターの個人情報の管理は、個人情報保護条例に基づき厳重に管理するものとする。

2 モニターの登録および活動により収集した個人情報や意見等の情報は、本公園の各種施策へ反映するために用い、それ以外に利用することはないものとする。

(退任)

第9条 モニターは、任期途中の退任はできないものとする。ただし、やむを得ない事情により任期中に退任する場合は、モニター登録番号、氏名及び退任の事由を記し、窓口係に申請するものとする。この場合、「びほく公園モニター証明書(登録番号)」は返却する。

(謝礼)

第10条 窓口係は、モニターに対し、モニター任務に伴う謝礼は提供しないものとする。

附則

この規約は、平成27年8月14日から施行する。